

家計にやさしい終身医療（無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）） 「約款」変更のお知らせ

「疾病入院・手術に関する特別条件特約条項」別表 2「対象となる所定の感染症」に関する記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管くださいますようお願いいたします。

変更箇所

○「疾病入院・手術に関する特別条件特約条項」別表 2「対象となる所定の感染症」に新型コロナウイルス感染症の対応を追記します（波線部分が変更箇所になります）。

該当箇所	変更前		変更後	
約款 111 別表 2	対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」によるものとします。		対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」によるものとします。	
	分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
	1. コレラ	A00	1. コレラ	A00
	2. 腸チフス	A01. 0	2. 腸チフス	A01. 0
	3. パラチフスA	A01. 1	3. パラチフスA	A01. 1
	4. 細菌性赤痢	A03	4. 細菌性赤痢	A03
	5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3	5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
	6. ペスト	A20	6. ペスト	A20
	7. ジフテリア	A36	7. ジフテリア	A36
	8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80	8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
	9. ラッサ熱	A96. 2	9. ラッサ熱	A96. 2
	10. クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0	10. クリミヤ・コンゴ<Cr imean-Congo>出血熱	A98. 0
	11. マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98. 3	11. マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98. 3
	12. エボラ< Ebola >ウイルス病	A98. 4	12. エボラ< Ebola >ウイルス病	A98. 4
	13. 痘瘡	B03	13. 痘瘡	B03
	14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りします。）	U04	14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りします。）	U04
〔該当注記なし〕		（注）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症について、上記の対象となる所定の感染症に含めます。ただし、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項または第4項の感染性の疾病に追加されたのち、それらの感染性の疾病から除外された日以後に支払事由に該当した場合は対象外とします。		